

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第10回会議（定例会）

1 期 日 令和3年1月20日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時45分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子
企画管理部
企 画 管 理 部 長 藤谷 誠
企 画 管 理 部 次 長 長谷川 聡
教 育 総 務 課 長 浅尾 智康
企画管理部副参事兼教育総務課
人 事 給 与 室 長 吉本 明広
財 務 課 長 榊田 善啓

教育振興部
教 育 振 興 部 長 中村 敏行
学 校 危 機 管 理 監 望月 賢二
教 育 振 興 部 次 長 萬谷 至康
生 涯 学 習 課 長 大森けい子
教 職 員 課 長 酒井 昌史
教 育 振 興 部 副 参 事 富田 浩明

企画管理部
教育総務課人事給与室人事班長 秋山 祥子
同 副主幹 片岡 紀之
教育政策課主幹兼教育広報室長 金井 一喜
財 務 課 予 算 班 長 安藤 孝雄
同 副主査 矢野 亮平
同 副主査 小原 慶太

教育振興部
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 増田武一郎
同 主席管理主事 大矢 孝之
同 管理主事 廣瀬 哲也
同 管理主事 山本 将秀
同 主 幹 兼 人 事 室 長 和久 純
同 管理主事兼小中学校班長 金親 秀樹
同 管理主事 梅津 清治
同 管理主事 吉田 正巳
同 管理主事 大塚 伸昭

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	齋藤 智史
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

令和2年12月25日付けで就任した永沢委員から挨拶があった。

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和2年度第9回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第64号議案から第70号議案の議案7件と第8号報告から第10号報告の報告議案3件である。第65号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第66号議案から第70号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第64号議案 千葉県教育委員会補助金等交付規則の一部を改正する規則の制定について

【財務課長】

千葉県教育委員会 補助金等交付規則の一部を改正する規則の制定について説明する。議案資料1-1ページを御覧いただきたい。1「改正の趣旨」については、暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することのないよう、千葉県補助金等交付規則がすでに改正されていることなどを踏まえ、教育委員会の補助金等交付規則についても同様に所要の規定を追加するものである。2「改正内容」については、一つ目として、補助事業等を行う者が偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた時は、交付決定を取り消すことができる旨、明確化を図る。二つ目として、補助金等の交付決定後に暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した時は、当該決定を取り消すことができる旨の規定を追加する。その他、文言の整理を行う。3「施行期日」は周知期間などを考慮して、令和3年3月1日の施行とする。4「経過措置」については、改正後の暴力団に係る規定は、令和3年度分以後に係る補助金等に適用し、令和2年度分までは、従前の例によることとする。

【澤川教育長】

施行期日を4月1日にすれば、経過措置の規定は不要ではないか。

【財務課長】

令和3年度の補助金等について、速やかに執行するため、前年度中に県警への照会などができるように3月1日の施行期日としたところである。

【澤川教育長】

第64号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第64号議案は、原案どおり可決する。

第8号報告 教育委員会所管に係る令和3年度当初予算案について

【財務課長】

本件は、当初予算案を知事が議会に提出するに当たり、教育委員会所管に係る予算について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、1月8日付けで意見を求められ、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったため、教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、議案4ページのとおり1月14日付けで知事に対し、異議ない旨回答したことを報告するものである。本当初予算では「第3期千葉県教育振興基本計画」に基づき、児童・生徒の学力向上、いじめ対策・不登校児童生徒への支援、安全・安心な学び場づくり、教員の多忙化対策、ICTを活用した学習活動の充実など、重要な課題に取り組むために必要な予算を計上した。

議案資料3-1ページを御覧いただきたい。一般会計の規模は、3,702億2,261万2千円で、前年度比3.2%、約124億円の減となっている。1「性質別内訳」について、教育予算の約9割を占める人件費は約3,364億円で、教職員数の減少や若返り、共済組合負担金率の減等により、約97億円の減となっている。投資的経費は約71億円で、新型コロナウイルス感染症対策として教室等の換気を行うため、県立学校の長寿命化対策事業のうち、窓の目張りを必要とする外壁等改修事業の実施を見送ったこと等により、約25億円の減となっている。物件費は約83億円で、県立学校運営費や教職員の旅費等を計上しており、約7,600万円の増となっている。その他の経費は約184億円で、授業料相当額を支援する高等学校等就学支援金等を計上し、約1億7,000万円の減となっている。2「項別内訳」、3「財源内訳」は記載のとおりである。

議案資料3-2ページを御覧いただきたい。特別会計奨学資金は、高校生への奨学資金、月額1万円から3万円を貸付けするものである。

議案資料3-3ページを御覧いただきたい。主要事業は、「教育振興基本計画」の位置づけに従って整理している。主な事業を説明する。1「ちばっ子『学力向上』総合プランの推進」は、予算額1億6,454万7千円で、きめ細かな学習支援等を行う学習サポーターの派遣、体験学習や先進的な理数教育の推進、多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりなどに取り組む。2「県立学校ICT環境整備事業」は、予算額4,662万7千円で、オンラインコンテンツの活用や生徒の外国語の「話す力」等を強化するためのソフトウェアの導入により、ICTによる効果的な学習の検証を引き続き行う。3「いじめ対策・不登校児童生徒支援の推進」は、予算額8億4,878万9千円で、スクールカウンセラーを12人増員するとともに、中学生・高校生に身近なSNSを活用した相談事業について窓口を週2日から週3日に拡充する。7「特別支援学校整備事業」は、予算額23億3,360万6千円で、柏特別支援学校の高等部を分離し、単独校を設置するとともに桜が丘特別支援学校の教室棟を増築する。いずれも令和4年度に供用開始の予定である。9「学校における新型コロナウイルス感染症対策」は、予算額2億3,708万6千円で、本年度6月補正等で対応したマスク・消毒液等の保健衛生用品の購入や特別支援学校のスクールバス24台の増車を引き続き行う。10「教員の多忙化対策の推進」は、予算額2億8,400万円で、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、市町村による中学校への部活動指導員の配置に対し助成する。12「公立高等学校等奨学のための給付金」は、予算額10億3,536万円で、第1子の高校生等がいる非課税世帯の年間給付額を2万6,100円増額し11万100円に、第2子以降は1万2,000円増額し14万1,700円とし、保護者の教育費負担の軽減を図る。17「県立美術館活性化事業」は、予算額672万9千円で、収蔵する著名な作家の作品を一堂に展示する「アート・コレクション名品展（仮称）」を開催するとともに、本県にゆかりの

ある、緻密で気品あふれる写實的繪画を得意とする山本大貴氏の作品展を開催する。23「特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業」は、予算額944万1千円で、障害者スポーツを通じて小・中学校及び地域との交流及び市町村や福祉機関等と連携し、障害者スポーツの発展のための啓発等を行う。25「教職員定数」は3万7,030人で、小学校第2学年で35人編成の標準学級の実施や中学校、高等学校、特別支援学校の学級数の増減により、昨年度に比べ41人の減となっている。

【花岡委員】

特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業について、コロナ禍においてイベントなど人が集まることが難しい中、実施できなかった場合、物品購入など他に回すことは可能か。

【財務課長】

予算は用途を決めて議会に諮っているもので、その目的に従って使用するものである。状況の変化があった場合、できる限り柔軟に対応できるように検討していきたいと考える。

【貞廣委員】

教職員人件費について、段階的に小中学校の学級が35人学級となり教員の人数が増えることになるが、加配の教員がその分減ることになる。加配の教員がいてこそ、学校運営が成り立っている部分もある。それが引き剥がされていくと学校現場は大変になると思う。千葉県として、できるだけ県単で加配の教員を残していただきたい。困っている学校などに戦略的・優先的に配置できるよう検討をお願いしたい。

第8号報告は終了。

第9号報告 教育委員会所管に係る令和2年度2月補正予算案について

【財務課長】

教育委員会所管に係る令和2年度2月補正予算案について説明する。議案8ページを御覧いただきたい。本件も第8号報告と同様、知事から意見を求められたことに対して、教育長の臨時代理により、異議のない旨回答したことを報告するものである。

議案資料8-1ページを御覧いただきたい。補正予算額は、一般会計で105億6,101万6千円の減額で、補正前の額と合わせ、3,735億1,509万9千円となる。以下、1「性質別内訳」などは記載のとおりである。

議案資料8-2ページを御覧いただきたい。特別会計奨学資金は後ほど説明する。

議案資料8-3ページを御覧いただきたい。主な事業を説明する。1「一般会計」の(1)「教職員人件費」は、予算額72億9,064万2千円の減額で、ア「給与等」は12月支給実績を基に積算した年間所要額により、イ「退職手当」は当初見込みよりも勸奨退職者数の減少により減額する。(2)～(5)は国の補正予算を活用して実施するもので、(2)「奨学のための給付金」は当初予算と同様に年間給付額を第1子は2万6,100円増額し11万100円に、第2子以降は1万2,000円を増額し14万1,700円とする。(3)「県立学校ICT環境整備事業」は、生徒が使用する端末機器等や視線入出力装置のソフトウェア等を購入し、併せて繰越明許費を設定する。(4)「産業教育装置整備事業」は、農業や工業等の専門学科で最先端の産業教育装置を整備し、併せて繰越明許費を設定する。(5)「県立学校空調設備整備事業」は、令和3年度実施予定の特別支援学校5校の空調設備整備を前倒しして実施する。また、今年度の整備予定の1校について、入札不調により年度内工期の確保が困難なことから、繰越明許費を設定する。(6)「県立学校非構造部材対策事業」は入札不調により、(7)「千葉県立房総のむら風土記の丘資料館大規模改修事業」は、関係者との調整に時間を要したことにより、年度内工期の確保が困難なことから、それぞれ繰越明許費を設定する。2「特別会計」の「千葉県奨学資金」は9,861万円の増額で、千葉県私立中学高等学校協会からの1億円の寄附金の繰入等によるものである。

【澤川教育長】

県立学校ICT環境整備事業について、端末数が11,400台とかなりの金額となるが、各学校にどのように配付していくのか。

【財務課長】

整備台数の11,400台であるが、これは国において経済的に困難な子供に配付することを条件にしており、全日制の高校の場合は奨学のための給付金の対象者、住民税非課税世帯へ配付することを想定している。

将来的には高校における一人一台端末の環境が整備されることもあるが、実際に配付するかについては、現時点では方針が固まっていないため、令和4年度の新学習指導要領を見据え、検討していく。

【澤川教育長】

国は住民税非課税世帯へ配付するというので、GIGAスクールにおいては、義務と同じような政策はとっていないということである。今後、おそらく高校については、自分のものは自分で購入して持ってくることを推し進めていかないと、一人一台の環境は整わないと思われる。それまでの間は、この11,400台を学校で有効に活用していくこともありうると思っている。使い方については、担当課によく伝えておいてほしい。

第9号報告は終了。

第10号報告 市町村立小学校長の人事について

【教職員課長】

議案13ページを御覧いただきたい。本件は、流山市立東深井小学校長であった雨宮龍也（年度末59歳）が、令和2年12月31日に一身上の都合により退職したため、その後任者として東葛飾教育事務所指導室主席指導主事笠井善亮（年度末55歳）を同校へ、令和3年1月1日付けで採用したものである。本来、市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で御審議いただく暇がなく、急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定したので報告する。

第10号報告は終了。

教育長報告 令和2年12月定例県議会の概要について

【澤川教育長】

12月定例県議会の概要について報告する。資料「令和2年12月定例県議会報告」を御覧いただきたい。はじめに議案についてであるが、教育委員会関係は資料1ページから6ページまでの「議案説明資料」のとおり、議案第1号「令和2年度千葉県一般会計補正予算（第7号）」、議案第27号から議案第31号「指定管理者の指定について」の5件、計6件が提案され、それぞれ原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「千葉県文化財保存活用大綱」の活用に関する質問など29件の質問があった。詳細は、資料7ページから8ページの「令和2年12月定例県議会『本会議』質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。7ページを御覧いただきたい。No.1の「県教育委員会では『千葉県文化財保存活用大綱』を活用して、県内の文化財保護を今後どのように推進していくのか。」との質問については、「昨年改正された文化財保護法では、県が文化財の保存活用に関する総合的な施策の大綱を策定し、市町村は県の大綱を勘案して文化財保存活用地

域計画を作成することとされている。市町村は、地域計画を作成し国の認定を受けることにより、国からの文化財保存整備事業の優先採択や、補助率嵩上げなどのメリットがある。県教育委員会では、大綱を令和2年10月に策定したところであり、現在7市町が作成中で、12市町村が検討している。今後、さらに多くの市町で早期に地域計画が作成されるよう、各種研修会や担当者会議などで積極的に働きかけ、文化財の保存・活用を推進していく。」と答弁をした。No.6のコロナ禍における課題について、「6月と8月に続き、今後実施しようとしている教育活動等に関する調査の目的や内容はどのようなものか。」との質問については、「県教育委員会では、6月と8月に県内全公立小中学校に対し、教育課程の履修状況及び学習指導上の諸課題について調査し、指導、支援を行ってきた。全ての学校から今年度中の学習内容を終えられるとの回答を得ているが、2学期に臨時休校等が散見されたことから、12月に改めて調査を行う予定である。併せて、児童生徒の心理面への影響も懸念されることから、不登校やいじめの状況、児童生徒が抱える悩み等を調査し、必要に応じスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を派遣していく。」と答弁をした。No.13の「県立高等学校の就職内定状況はどうか。また、どのように支援しているのか。」との質問には、「県立高等学校の内定率は11月26日現在、69.6%であり、昨年10月末の72.2%と比較して、やや下回っている。県教育委員会では、新型コロナによる高校生の就職への影響を回避するため、今後、県内の経済団体等に雇用維持の要請を行うとともに、労働局等と連携し企業の求人情報を学校に提供するなど、就職の機会の確保に努める。」と答弁をした。

文教常任委員会における質問についてであるが、資料9ページの「令和2年12月定例県議会文教常任委員会委員長報告」を御覧いただきたい。12月22日の本会議において、文教常任委員会委員長から、審議状況について報告があった。本議会における質問等の詳細については、「千葉県議会時報」等の資料により、随時情報提供をしていく。

教育長報告は終了

<傍聴・報道 退出>

第65号議案 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の原案について

【教職員課長】

本件は、千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例案を2月定例県議会に提出するよう知事に申し入れようとするものである。改正の内容について説明する。議案資料14-1ページを御覧いただきたい。改正の理由であるが、学校職員の定数は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条及び第41条に条例で定めることとされており、今回の改正は、学校数や学級数の増減等に伴い、学校職員定数の適正化を図るためのものである。改正の内容は、同条例第二条第一号中の「教育委員会の所管に属する学校の職員」である県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校の定数を11,335人に、同条第二号中の「県費負担教職員」である市町村立小中学校及び市立特別支援学校の定数を25,695人に改めるものである。定数増減の主な理由については、3に示したとおりである。議案資料14-2ページを御覧いただきたい。「県教育委員会が所管する学校職員」について県立高等学校では、学級数の減少等に伴う標準法定数の減、学校技能員の退職不補充などに伴う県単定数の減などにより、222の定数減、県立特別支援学校では、学級数の増加等に伴う標準法定数の増、学校技能員等の退職不補充に伴う県単定数の減などにより15の定数増となり、合わせて207の定数減となっている。なお、県立学校で退職した学校技能員が行っている業務については、会計年度任用職員等への切り替えによって対応することとなる。「県費負担教職員」については、小学校では学級数の増加に伴う定数の増、加配の基礎定数化による増等に伴い45の定数増、中学校では学級数の増加等に伴う112の定数増などにより、合わせて166の定数増となっている。条例の施行は令和3年4月1日となる。

【貞廣委員】

定数増減の主な理由に、研修等加配の減とあるが、研修等加配とは何か。

【教職員課長】

研修等加配とあるが、少人数指導などの様々な加配をすべて含んだ加配である。

【澤川教育長】

研修等加配の減と記載しているが、加配の減ということか。

【教職員課長】

そのとおりである。

【貞廣委員】

加配の減の内訳はどうか。また、研修等以外の加配は、基礎定数化されるのか。

【教職員課長】

基礎定数化された分が主な減であり、全体として減となっている。加配定数については、日本語指導や初任者研修指導、通級指導に係る分が10年間かけて基礎定数化される。

【貞廣委員】

学校現場に支障が出ないようにするため、どのような方針で進めていくのか。

【教職員課長】

これまで通級指導や日本語指導に充てていた定数については、基礎定数化することによって安定していく。それ以外は加配となるが、各市町村の状況を聞き取りながら進めている。

【貞廣委員】

定数化されることは、児童生徒数の減によって粛々と減っていく。最終的によいことなのか。学校現場への影響を考え、現状維持できるように努力してほしい。

【澤川教育長】

令和3年度の定数について、児童生徒数の減があるものの、千葉県においてはほぼプラスマイナスゼロである。小2については、これまで国の加配で35人学級を実施していたので、加配が基礎定数に入れ替わることであまり大きな影響はない。今後、小4、小5、小6に標準法の施行が進んだ時に、県として従前の加配をどのような形で35人学級の財源に充てていくのか、また国がどの程度定数を増やすのか等の課題がある。また、県内においても都市部と郡部で状況の違いがある。まず、国に加配を減らさないように要望し、県として検討するという課題がある。

【貞廣委員】

小学校の35人学級化は、長期的に児童生徒数の減少を伴う段階的な導入であるため、今後を見極めつつ、学校現場に支障がないように考えてほしい。また、国が対応できない場合も想定し、検討を進めてほしい。

【澤川教育長】

第65号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第65号議案は、原案どおり可決する。

第66号議案 教育庁等職員の懲戒処分について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第67号議案 学校職員の懲戒処分について

第68号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第69号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第70号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告